

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

Hojin

ほじん

夏

2018

No.701

私の経営哲学—第17回

伊万里有田法人会 アイ・ケイ・ケイ株式会社

金子 和斗志

特集 特例承継計画と
新・事業承継税制
(特例制度)の関係

老舗の肖像

合資会社 加藤吉平商店
カイハラ株式会社





『鳥取・見聞楽物語！』の開演

藤本 英興

広島局連シンガリとして、第35回全国大会鳥取大会がいよいよ本年10月11日に鳥取市で開催されます。

全国の皆様にとって「鳥取県」は、全国で最も人口が少ない県、鳥取大砂丘というイメージをお持ちの方が多いと思います。しかし、鳥取県は、自然の宝庫として日本一の鳥取砂丘、本年開山1300年を迎える伯耆富士として名高い霊峰大山、断崖に建つ日本一危険な国宝三徳山投入堂、世界ジオパークに認定された美しい地質遺産を含む一種の自然公園の山陰海岸、県内各地に星空観察スポットが点在する「星取県」など、日本でも有数の「原風景」のあるトラスト地としても有名です。

東西100kmにおよぶ横長な鳥取県の交通面では、都会地から遠い地方都市というイメージもありますが、県内には「鳥取砂丘コナン空港」と「米子鬼太郎空港」の2つの空港を持ち、東京まで1時間余り。また無料の高規格道路「鳥取自動車道」により大阪まで2時間半、岡山県に繋がる「米子自動車道」など、高速道路網も整備されています。

文化面では、多数の漫画家を輩出しており、「ゲゲの鬼太郎」の水木しげる氏のふるさと・境港市では水木しげるロードがにぎわい、「遥かな町へ」の谷口ジロー氏が作品で描写した倉吉市や鳥取市では落ち着いた町並みが続き、「名探偵コナン」の青山剛昌氏の出身地・北栄町では青山剛昌ふるさと館やコナン通りが人々を惹きつけるなど、『まんが王国』が鳥取県の代名詞となっています。

水産物では、日本海に面した資源豊富な漁場を有し、有数の水揚量を誇るマグロ、松葉ガニ、紅ずわいガニ、白イカ、猛者えび、岩牡蠣など、また農畜産品では、二十世紀梨、西条柿、砂丘らっきょ、大栄スイカ、ねばりっこ、鳥取和牛、大山どりなど、種類豊富な農水産品にあふれています。

来県される皆様にとって、鳥取県が生涯忘れることのない思い出の地として残る大会訪問地になることを願い、準備を進めております。食の感激、自然の驚き、そして心休まる「至福の鳥取県」を楽しんでいただければ幸いです。

一般社団法人 鳥取県法人会連合会会長

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

私の経営哲学

MY MANAGEMENT PHILOSOPHY

第17回

Katsushi Kaneko



経営理念の確立と 具現化できる人財育成

金子 和斗志

アイ・ケイ・ケイ株式会社
代表取締役社長

Katsushi Kaneko

佐賀県鳥栖市に作ったゲストハウスウェディング施設を皮切りに、地方都市を中心にウェディング市場を席捲してきたアイ・ケイ・ケイ。「働き甲斐のある会社」「挑戦できる企業」のランキングでも上位に入る人気企業だ。創業は金子氏の母が戦

後に始めた水産物販売だが、スーパーマーケット、ビジネスホテルを経て、ウェディング事業を主軸にし、同社を大きく成長させた。少子高齢化や婚姻件数の減少といった逆風の中で怯むことのない攻めの経営。それを支える経営理念とは。



Q 競合他社との差別化をどのように図っていますか。

A われわれが常に念頭においていることは、ウェディングに関する一つのこと、たとえば料理や写真、ビデオ、ドレス、演出など色々な要素がありますが、それらをいかにブラッシュアップしていくか、ということだと思います。写真についてはとても自信を持っています。現在、ウェディングフォト・ワードと、ゼクシイウェディングフォトコンテストというウェディング関係の2大フォトコンテストがありますが、

そのどちらでも金賞と大賞を連続で取っています。また、料理にも自信があります。料理の世界大会の銀メダリストが3人いますし、世界一になったこともあるパティシエの辻口博啓シェフとコラボしたデザートは好評を博しています。フレンチの鉄人、坂井宏行シェフにも富山で料理監修を務めていただいています。

A ウェディングドレスのオリジナルブランドも立ち上げ、世界に一着しかないものを用意して、新郎新婦の一生に一度の大切な思い出づくりに貢献しています。お客様の「幸せと感動のために」全員がサービスマン、サービスウーマンとなる。厳しい時代、しかもAIで10年から15年後には今ある仕事の40%がなくなるといわれている状況で、どこよりも素晴らしい感動を提供すれば、必ず生き残れると信じています。全く気は抜けませんが、日々努力精進しているところです。

Q これまで一番大変だったことは何でしたか？ それをどうやって乗り越えたのですか？

A 色々な困難があり、色々失敗もありました。中でも一番辛かったのは、1993年に一度だけ食中毒を出してしまったことです。お客様に対しては本当に申し訳ないと思っています。そういった許されない失敗があり、厨房もホールのスタッフも社員一丸となり全てのことを見直し、徹底的に改善しました。

設備面はもちろん、安全な仕入れをするために仕入先へ製品仕様書を要求したり、厨房では調理温度を徹底的に管理、継続的に記録を取ったり。その結果、ウェディング業界でもホテル業界でも初のISO22000を取得できたのです。スタッフ全員がFSMS[※]の管理水準を厳格に守っています。全て妥協することなく取り組んだ社員たち、彼らの意識向上のおかげです。

Q ピンチを逆に乗り越えたことが、強みになったということですね。はい、その通りです。ウェディングという何よりも大切な舞台で、絶対失敗は許されません。特に食べ物には、食中毒菌という目に見えないものが付着する可能性がありますので、今でも気を抜くことなく、徹底的に管理しています。

Q これまでに一番感動したことは何でしたか？

A 感動したことも沢山ありました。強いていえば東証一部に上場したことです。多くの困難や逆境があったからこそかもしれません。そこに辿り着けたのもスタッフの成長のおかげです。また、ビジョン2035という「一人ひとりがリーダーとして数多くの分野から選択・挑戦し新たな世界企業を創る」という目標がありますが、昨年はインドネシアのジャカルタに進出しました。海外進出ができたことも感動の一つです。

Q 社長が会社を経営される上で、一番大切だとお考えになられているものは何でしょうか。

A 経営理念です。そしてその理念を浸透させ、実践、実行することです。理念の中では特に、目に見えないものを大切にしています。理念の一番目に掲げている「誠実・信用・信頼」、それと四つ目の「私たちは、幸せと感動のために、国籍・宗教・性別・年齢・経験に関係なく能力を発揮する人財（ひと）になり、素晴らしい未来を創るために挑戦します」というものです。上場する時も、全ての問題を「誠実・信用・信頼」という理念のもとに解決したからこそ、上場できたと思っています。そして、理念は全社員に浸透させなくてはなりません。新しい支店が増え、新しい社員も毎年入ってくる中、皆育った環境も時代も違いますから、考え方が違います。「理念なんて」と思っている人もいます。そこを正し、考えも行動も統一していく。それが一番大変ではあります。

Q 理念経営が大切だと思われたきっかけがあったのでしょうか。

A はい。以前はいいことも悪いことも皆、好き勝手にやっていました。そんなに大きな問題ではないにしても、虐めやパワハラに近いコンプライアンスに抵触することもゼロではなかったと思います。北は岩手県の盛岡から南はインドネシアのジャカルタまでありますし、

人間社会ですから。そこで、大義といいますが、錦の御旗のようなものが必要だと気付いたので。バラバラな気持ちで何かをするのではなく、一つ理念の下でやるのが大切だと。

Q 理念を浸透させるため、特別にされていることはありますか。

A 朝礼、昼礼、終礼、全体昼礼、理念研修、それと『理念と経営』という月刊誌をテキストに、毎月勉強会をやっています。解釈の仕方もいろいろありますから、そこも統一するようにしています。あと、「致知」という冊子から人



佐賀県伊万里市新天町のララシャンス迎賓館

間学を学ぶ「社内木鶏会」という勉強会も行っています。また、十年前には理念の見直しを行いました。最初のはなかなか浸透しなかったため、人事課長や支配人、シエフ、調理長、経理課長など、様々な役職から三十数名を集めて、ミーティングを重ねて見直しました。私は尋ねられた時以外は言葉を挟まず、社員主導でディスカッションしながら半年かけて作り上げたんです。

新しい理念になってからは、以前よりもぐっと浸透しましたね。「時代に合わせて戦略は変えても、理念は変えるものではない」—そういう人もいますが、理念も時代や国籍、宗教などにあわせ少しずつ変えていかなければいけないと思うのです。

Q 理念が抽象的で、中にはどうした方がいいのか分からないという社員の方はいるのですか。

A いると思います。でもそれは念仏と一緒に、言い続けるしかないですね。そして、トップ自らが模範となつてやり続ける。それしかありません。今年の2月からは金子社長塾というものもやっていますし、あらゆる機会でも理念を、そして夢や哲学を語っていますが、一方的な発信だけでは組織は活性化しません。そこで、社内の双方向コミュニケーションを活発にするため、私からメールを毎日全員に配信、幹部からは週に1回の配信、それに対して社員はコメントしたり

提案できるようなツールを用いて、情報共有やコミュニケーションアップも図っています。

Q 海外にも展開されたそうですが、その内容と、今後の展望を教えてください。

A それぞれの国に異なる文化がありますので、海外でのウェディング事業は非常に難しいのですが、昨年インドネシアに現地法人を設立し、いま四苦八苦しなごら始めたところです。インドネシアを選んだのは3つの理由があります。一つは親日国家だということ。一つは人口が日本の倍、そして国民の平均年齢が20代後半だということ。最後にイスラムの人たちはウェディング1組当たり平均1000名もの出席人数が見込めるのです。通常は立食形式なので大勢いらっしゃいます。

いずれはインドネシア現地法人を上場企業にし、更に横展開もしていきたいと思っています。まだ名実ともに日本一にもなっていないですが、ウェディングで世界一を目指していきたいと考えています。弊社の強みは、質の高いサービスを提供している人材ですが、その一方で課題も「人材」です。世界一の感動ウェディングになるためには、まだまだ人材が足りていません。組織の基本は人財です。その確保と育成こそが成長の原動力になるのですから。

COMPANY PROFILE

アイ・ケイ・ケイ株式会社

| | |
|------|---|
| 創業 | 1995年11月1日 |
| 所在地 | 佐賀県伊万里市新天町722番地5 |
| 資本金 | 3億5,165万円 |
| 業種 | 挙式・披露宴に関する企画・運営等のサービスの提供 |
| 事業所数 | 18か所 |
| 関連会社 | アイ・セレモニー株式会社 アイケア株式会社 PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA |

<https://www.ikk-grp.jp/>



1 ララシャンス博多の森で写真撮影中の新郎新婦と 2 社内でも年2回、フォトコンテストが実施されている 3 美味しく美しいことは当たり前、「安心・安全」が最優先だという



代表取締役社長 金子和斗志

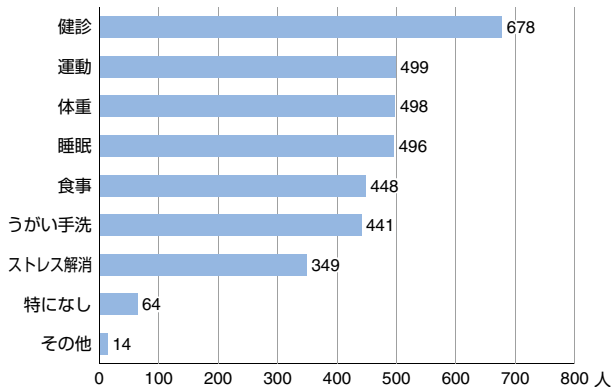
1952年3月、伊万里市生まれ。高校卒業後、大手スーパーに勤務、その後ホテル学校を卒業、22歳で家業に入る。29歳で社長に就任。1997年に東京立川のゲストハウス施設訪問を機に現在のビジネスモデルを構築した。

「経営者の実像に迫る」アンケートを実施

全法連では法人会アンケート調査システムを使用した「経営者の実像に迫る」アンケートを実施した。このアンケートは、同システムにもっと親しみを持っていただき、さらに多くの皆様に登録・回答いただくことを目指して実施しているシリーズ企画であり、今回は「健康」に関する設問を行い、126人から回答があった。

健康のために気をつけていることは「健診」が約6割で最も多く、高い年代層回答が多かった。続いて「運動」「体

健康で気をつけていること



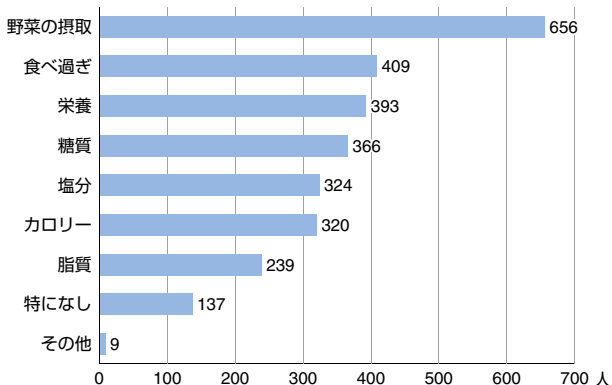
重」「睡眠」「食事」「うがい手洗」がそれぞれ約4割の回答で、特に30歳代で「運動」の比率が高かった。

食事で気にしていることは「野菜の摂取」が約6割で、年齢が高いほど回答率が上がり、70歳代で7割を超えた。

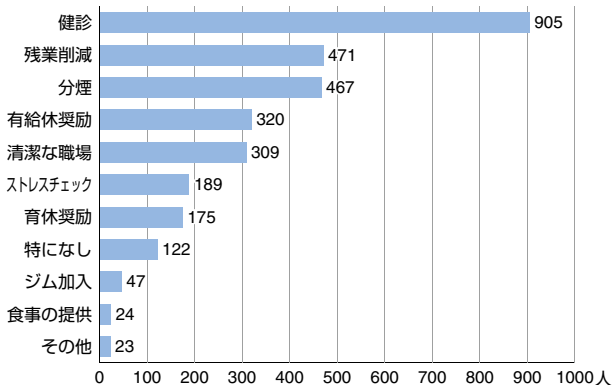
健康上で心配なことは「運動不足」が約6割で最多だが、70歳代は「病気が」が4割超で最も多い。

従業員の健康管理も「健診」が約8割で最も多く、「残業削減」「分煙」が約4割で続いた。

食事で気にしていること



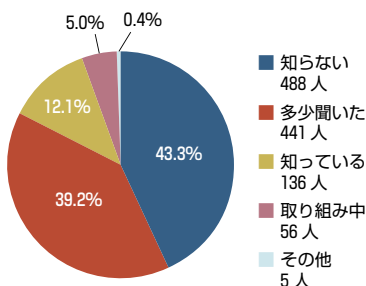
従業員の健康管理



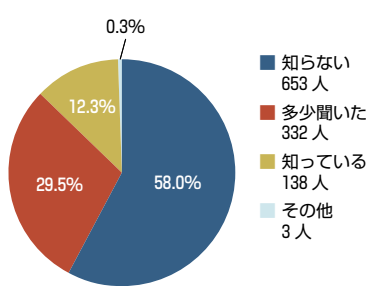
セルフメディケーション税制を「知らない」は6割近くに上り、認知度がまだ高くないことがうかがえた。健康経営については「知っている」「多少聞いた」が約半数、「知らない」が4割超で、「取り組み中」は5%程。また、法人会の福利厚生を取り扱う保険会社のサービス提供の認知度は「セカンドオピニオン」が4割超で最も多く、「どれも知らない」も4割を超えていた。

地域別で見ても、いずれの地域でも健康のために「健診」、食事で「野菜の摂取」に気をつけ、健康上で「運動不足」を最も心配しており、3問とも「北海道・東北」で特にその傾向が強い。

「健康経営」について



「セルフメディケーション税制」について



従業員の健康管理に「健診」と回答した割合が最も多いのは「中国・四国」であった。

当アンケートは、会員企業の経営者およびそれに準じる方々を対象としている。興味のある方は、法人会アンケート調査システムにぜひご登録をお願いしたい。

詳しくは、全法連HP 法人会アンケート調査システムで検索を！

特例承継計画と新・事業承継税制（特例制度）の関係

税理士・塩野入 文雄
 (株野村資産承継研究所主任研究員)

1. はじめに

- 平成30年度税制改正により、中小企業者の事業承継（自社株式の承継）に関する非上場株式等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度について、「新・事業承継税制」と称すべき抜本的な拡充が図られ、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの10年間に適用期間とした「特例制度」が新たに導入された。

具体的な改正内容は、次のとおり。

- ① 猶予対象株式数の上限要件(2/3)の撤廃
- ② 相続税猶予割合を100%に引上げ
- ③ 雇用確保要件の弾力化(実質的撤廃)
- ④ 複数当事者間における承継への適用拡大
- ⑤ 経営環境の変化(悪化)に伴う株式の譲渡等に関する減免制度(税額の再計算)の導入
- ⑥ 相続時精算課税制度の適用者を子・孫以外の者による事業承継にも拡大

この特例制度における右記①及び②の措置によって、非上場株式等の承継に係る贈与税・相続税の納税負担が少なくとも1回がゼロになる(注1)。こ

の点で、平成30年度税制改正による新・事業承継税制(特例制度の導入)が画期的なものと評価できよう。

(注1) 贈与税については、その贈与者が亡くなった際におけるみなし相続に伴う相続税に関する納税負担を含む。

(2) そこで、本稿においては、新たに導入された特例制度を適用する際に、その前提となっている「特例承継計画」のポイントについて述べる。

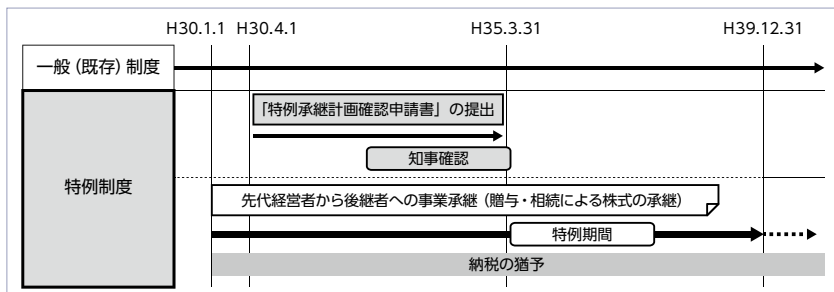
なお、同計画は、税法(租税特別措置法)の規定に基づくものではなく、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」(以下「円滑化法規則」)に規定されている手続(事柄)である。

2. 両者の接点

事業承継税制(特例制度)と特例承継計画の関係は、下図のとおりである。特例制度による納税猶予の適用を受けるためには、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年の間に、「特例承継計画確認申請書」を都道府県知事に提出し、その「確認」(以下「知事確認」)を受けることが必要になって

いる。換言すると、知事確認を受けていることが、特例制度適用の「前提」になっていることに注意が必要である。

図 特例承継計画と特例制度との関係



※ 図の……は、特例制度に基づく贈与税の納税猶予を適用後、その贈与者が平成40年以降に亡くなった場合においても、その相続税(みなし相続)の納税猶予についても猶予割合が100%になることを示している。

(資料)「季刊 資産承継」(2018 春号・大蔵財務協会刊) 拙稿 23 頁より抜粋 (一部加筆等)

3. 知事確認の申請手続・内容等

- 特例制度の適用を受けようとする中小企業者(以下「特例対象会社」)は、認定経営革新等支援機関(注2)の指導及び助言を受けて、「特例承継計画確認申請書」を都道府県知事に提出する。そして、知事が行った場合、特例対象会社に対して「確認書」が付される。

なお、特例制度による納税猶予の適用を受ける者は、あくまでも後継者である個人(特例後継者)であるが、確認申請を行う者は、特例対象会社である点に注意が必要である。

(注2) 中小企業経営力強化支援法に基づき経済産業大臣などの主務大臣による認定を受けた税理士、会計士、金融機関等という。

(2) この確認申請書はA4判2枚の書式になっている。記載内容は次のとおりで、一定の簡略化が図られている。

- ① 会社について：主たる事業内容、資本金額、常時使用する従業員数
 - ② 先代経営者(特例代表者)の氏名等：代表権の有無(無の場合は、退任年月日)
 - ③ 特例後継者の氏名：最大3人まで
 - ④ 先代経営者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営計画：株式を承継する時期(予定)、当該時期までの経営上の課題、当該課題への対応
- ただし、株式等を特例後継者が取

得した後に申請を行う場合は（後述4の(2)・(A)参照）、記載を省略することが可能になっている。

⑤ 特例後継者が株式会社等を承継した後5年間の経営計画：5年間の各年における具体的な実施内容

なお、右記とは別に、⑥ 認定経営革新等支援機関が「別紙」を作成することによって、その所見等を述べることが求められる。「別紙」への具体的な記載事項は、当該機関の名称等のほか、指導・助言を行った年月日及びその内容となっている。

(3) 確認申請書の必要添付書類は、(a) 特例対象会社の登記事項証明書、(b) 経営革新等支援機関の指導・助言を受けた日における従業員数証明書、及び(c) その特例対象会社が中小企業者に該当する会社であることなどの要件確認に必要な参考書類となっている。

4. 確認申請書の提出時期(タイミング)

(1) 基本的なパターン

納税猶予を適用する際は、事業承継後（株式の贈与の実行後、あるいは相続開始後）において、前記の知事確認とは別の手続として、特例対象会社が、都道府県知事による「認定」（以下「知事認定」）を受けることが必要である。そして、知事が認定を行った場合「認定書」が交付され、その認定書（写）が、贈与税等の申告書の必要添付書類となっている（注3）。

この認定を受けるための「認定申請書」の提出期限は下表(A)欄のとおりであり、その申請書に「確認書」(写)の添付が求められている。

したがって、「① 確認申請(知事認定) ↓ ② 事業承継(贈与・相続) ↓ ③ 認定申請(知事認定) ↓ ④ 贈与税等の申告(特例制度による納税猶予の適用)」というのが、特例承継計画と特例制度を適用する際に基本的なパターン(手続の流れ)になっている。

(注3) 知事認定が必要な点については、一般(既存)制度による納税猶予の適用を受ける場合においても同じである。

(2) 実際のなパターン

しかしながら、実際的には、A 平成35年3月31日までに行われる贈与、あるいは相続開始による事業承継に関して認定申請を行う場合、確認申請書の提出は、認定申請書の提出と同時に提出できる取扱いになっている。

すなわち、「② ↓ ① 及び ③ ↓ ④」というパターンによることが可能である。

一方、B 平成35年4月1日以降に行われる事業承継に関する認定申請書の提出については、確認申請書の提出期間の末日が平成35年3月31日となっているので、同日までに事前に確認申請を行っておくことが必要になっており、もっぱら基本的なパターンによることに注意が必要である。なお、表のとおり実際のなパターンによる取扱いが講じられている点は、A 当初の5年間(平

表 認定申請書と確認申請書の提出期限の関係

| (A) 認定申請書の提出期限 | | | |
|----------------------------------|---------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 贈与税 | 贈与の日の属する年の翌年1月15日 | | |
| 相続税 | 相続開始の日の翌日から8月を経過する日 | | |
| (B) 特例承継計画確認申請書の提出期限 | | | |
| 平成 35.3.31 までの贈与等 に関して認定 申請を行う場合 | 認定申請と同 時申請も可能 | 平成 35.4.1 以後の贈与等 に関して認定 申請を行う場合 | 平成 35.3.31 までに確認申 請を行っておく ことが必要 |

成35年3月31日まで)は特例制度導入後間もないことなどを考慮したものと思われる。また、平成25年度税制改正により廃止された「事前確認制度」と同様の手続と受け止められないように配慮したものと思われる。

一方、B 平成35年4月1日以降における事業承継について事前に確認申請を要するとされている点については、同日以降の事業承継を見据えた場合、残りの特例期間が5年未満となる同日以降における特例制度を適用した、計画的な事業承継の促進を担保させる効果を狙った措置であると考えられる。

(3) その他の留意点
(a) 知事確認を受けた後、その特例後継

者(予定者)を変更する場合は、認定経営革新等支援機関の指導・助言を受けて都道府県知事に対して変更確認申請を行い、その変更確認を受けなければならぬ。

(b) 知事確認を受けた場合でも、当該事業承継を行わなくても差し支えない。

(c) 例えば、平成35年4月1日以降の贈与等について、平成35年3月31日までに確認申請を行っていなかった場合、一般(既存)制度の適用となる(ただし、猶予対象株式数に関する上限要件などの制約を受ける)。

5. むすび

中小企業経営者の高齢化が急速に進展しており、日本経済の基盤である中小企業者の円滑な世代交代を通じた生産性向上は待ったなしの課題とされている(平成30年度税制改正大綱)。

このような状況の下、事業承継への対応は、必ずしも特例制度による納税猶予の適用に限られないが、前述のとおり特例制度は少なくとも1回の事業承継に伴う贈与税・相続税の納税負担をゼロとするものである。

したがって、実際に特例制度(納税猶予)の適用を行うかどうかの点は別としても、少なくとも、『特例承継計画』に関する申請について、いわば「熟慮期間」として設けられている平成35年3月31日までの5年間に、その検討を行うことは必要不可欠であろう。

第13回

法人会全国女性フォーラム
山梨大会が開催される

式典で挨拶する若松恵美子会長

4月12日(木)、「第13回法人会全国女性フォーラム山梨大会」が、山梨県甲府市のアイメッセ山梨で開催され、全国から法人会女性部会員約1600名が集まった。

大会キャッチフレーズは、「輝こう！名峰富士のもと〜今を創る女性の力〜」。

第1部の記念講演では、元NHKエグゼクティブアナウンサーで、NPO法人日本トレッキング協会会長、現在もフリーアナウンサーとして活躍する国井雅比古氏が『小さな旅と私〜人との出会いと発見〜』と題し講演を行った。同氏は地元山梨県都留市出身で、出演した番組「小さな旅」では語られなかったエピソードなど、女性の力強さについてユーモアを交えて話された。

第2部の大会式典は、税務当局、関係団体等から多数の来賓が出席。開会に先立ち、スクリーンで絵はがきコンクール入賞作品を紹介。山梨県連女連協の神宮司昭子会長による歓迎の挨拶に続き、主催者である全法連女連協の若松恵美子会長、全法連の小林栄三会長が挨拶を述べた。

また、来賓を代表して藤井健志国税庁次長兼長官心得、後藤斎山梨県知事、樋口雄一甲府市長から祝辞があった。

その後、山梨県内女性部会による社会貢献活動や租税教育の様子が映像で紹介され、全法連女連協の小野田かほり副会長により大会宣言が読み上げられた後、大会旗が次回開催地である富山県連女連協の綿谷雅代会長に伝達された。

式典終了後には、会場内で懇親会が盛大に行われた。山梨県連の芦澤敏久会長による開宴の挨拶に続き、藤田博一東京国税局長の乾杯で懇親会がスタート、全国の女性部会員が地元山梨県の代表的食材を使った料理を愉しみながら交流を図った。

また、アトラクションとして、地元の「紅富士太鼓」、「山梨県うらおもてなくおもてなし武将隊 風鈴火山 甲陽戦国隊」の皆さんによるパフォーマンス

スガ披露された。最後に、次回開催地である富山県連によるPRが行われ、開宴となった。

会場内では、小学生による「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品が展示され、平成29年度全法連女連協会賞として表彰された作品12点と、全国の単位会代表作品416点が展示され、来賓やフォーラム参加者は熱心に鑑賞していた。

来年は、4月25日(木)に「第14回法人会全国女性フォーラム富山大会」が、富山市の富山産業展示館(テクノホール)にて開催される予定である。



開催地歓迎の挨拶をする神宮司昭子山梨県連女連協会会長

税に関する 絵はがきコンクール

全国の女性部会が租税教育活動の一環として取り組んでいる小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の平成29年度全法連女連協会長賞が3月に決定した。

各単位会、県連で選ばれた優秀作品の内、局連の代表作品1点（東京局は2点、沖縄事務所は1点）の12作品が、全法連女連協会長賞として表彰され、今年も4月に開催された全国女性フォーラム山梨大会において展示された。また、5月にはこれら12作品を掲載したリーフレットが作成され、全国の法人会に配布されている。

「税に関する絵はがきコンクール」は、以前から各地の単位会で取り組みが進んでいたが、平成21年度から全法連女連協の事業としてスタートした。当時の実施会は89単位会と全国の女性部会の20%程度であったが、平成24年度からは国税庁後援事業となり、平成29年度の実施会は428単位会、実施率も約98%に至った。応募作品は22万点を超える。

全法連女連協は、今後も法人会女性部会の租税教育活動における中核事業として、全会での実施を目指し、更に取り組みを強化していく予定である。



金 沢 局



富山砺波法人会
砺波市立砺波南小学校 6年生
高木 晴音 さん

名古屋局



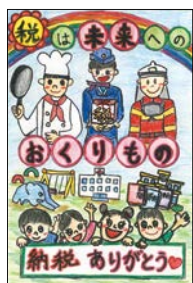
愛知西尾法人会
西尾市立横須賀小学校 6年生
大須賀 映美 さん

東京局



千葉千葉南法人会
千葉市立あすみが丘小学校 5年生
桑原 夢歩 さん

沖 縄



沖縄中縄堂古法人会
宮古島市立鏡原小学校 6年生
友利 綺良 さん

熊 本 局



大分大分法人会
大分市立釜池小学校 6年生
佐藤 美結子 さん

福 岡 局



福岡福岡中部法人会
福岡市立若久小学校 6年生
河野 仲莉 さん

札 幌 局



北海道二函館法人会
函館市立青柳小学校 6年生
中村 夏子 さん

関東信越局



埼玉大宮法人会
さいたま市立海老沼小学校 6年生
小熊 千賀子 さん

東京局



東京北沢法人会
世田谷区立武蔵丘小学校 5年生
小林 明優翔 さん

高 松 局



徳島阿南法人会
海陽町立海南小学校 6年生
大石 寧々 さん

広 島 局



岡山岡山東法人会
岡山市立宇野小学校 6年生
栗田 桃果 さん

仙 台 局



岩手盛岡法人会
盛岡市立仙北小学校 6年生
駒林 貴葉 さん



「名取市立関上小中学校」が開校 校庭などに植栽の復興支援

〔仙台南・宮城県連〕
全法連・大同生命・
A I G 損保が展開す
る「ビッグハート・
ネットワーク」では、

名取市立関上小中学
校にヤマザクラなど110本を寄付、
植栽した。これは東日本大震災で被災
した小学校と中学校が、平成30年4月
に小中一貫教育校として開校するのを
祝して行ったもの。

開校式当日は、名取市の山田市長、



滝澤教育長や関上小中学校の生徒、仙
台南法人会の相澤会長、大川宮城県連
副会長、大同生命の加藤東北地区営業
本部長、A I G 損保の小原東北エリア
統括部長ら約70名が参加した。

「ビッグハート・ネットワーク」は、
法人会の福利厚生制度である大型保障
制度の紹介運動に関連し、成約毎に大
同生命・A I G 損保が寄付する取組み
で、平成17年度より制度推進による収
益の一部を社会貢献に役立てている。

東日本大震災以降は、「ひろげよう、
きずなの輪」を合言葉に、東日本大震
災・熊本地震の被災地自治体へは約8
千万円を寄付するなど復興支援を継続
しており、今回の植樹はその一環事業
として実施した。

山形美術館で 手作り優秀作品展

〔山形県連〕3月末、山形県連女連協
主催の「第10回小学生税に関する絵は
がきコンクール」が市の山形美術館で
開催された。総応募数は県内から12
9校3892枚にのぼり、その中から
8単位会で優秀作品各30点、合計24
0点を展示。法人会の租税教室・絵は

税に関する絵はがきコンクール
優秀作品



がきコンクール等の活動をPRすると
ともに、子どもたちの税に対する思い
と表現力の素晴らしさを入場無料で一
般公開した。低コストの手作り作品展
ではあったが、子どもの目線に合わせ
た譜面台利用の展示方法などが好評で、
地元メディアにも取り上げられた。

多くの方が作品を鑑賞し、「小学生と
は思えない素晴らしい作品」「税金の意
義を小学生からしっかりと理解してい
て驚いた」等の感想が寄せられ、特に入
賞者とご家族には「小学校最後にいい
記念になった」と喜んでいただいた。
来年度からは事前のPR・告知を徹底
し、コンクールの応募数増加にも反映
されるよう取り組みたいと思っている。

『税レンジャー』が 「租税教室」開く

〔千葉西〕千葉西法人会（千葉）青年部
会では、3月10日、千葉市花見川区千
種町の千葉鉄工団地会館で、オリジナ
ルキャラクター『税レンジャー』によ
る「プレ租税教室」を開催した。青年
部会創立30周年記念の事業で、一昨年
好評だった『税レンジャー』3人組が、
小学校4・5年生ら19名と一緒に授業
に登場。自作DVDを見ながら意見を
出し合って進める、ワークショップ方
式で、税の知識を深め、その必要性
と使い道を話し合った。子どもたちは



楽しみながら税金について学ぶことができた。正義の味方『税レンジャー』、次はあなたの町に出動します!!」

絵はがきコンクールで 東京都知事賞の授与

〔東法連〕3月12日、東法連女連協が京王プラザホテルで全体連絡会議を開催、約250名が出席した。この中で平成29年度「税に関する絵はがきコンクール」の選考結果発表が行われ、今年度は過去最多の約2万5千枚の応募があり、新設された東京都知事賞及び全法連女連協会長賞には、北沢法人会推薦の、世田谷区立武蔵丘小学校、小林明優翔さんの作品が選ばれた。ま



た、東法連女連協会長賞と、優秀賞の発表も行われた。

表彰式では、小池百合子都知事から「本年度から都知事賞を新設させていただきます。これでこのコンクールの活動がますます充実したものになってくれれば嬉しい。作品は自身の体験を基に、税についての知識や感想が小さな絵に凝縮されている。税の大切さや役割について、子どもの頃から理解を深めていくことは大きな意味があると思う」とご挨拶をいただき、受賞者に表彰状と副賞が贈呈された。

会員企業「合同入社式」

〔三島田方〕三島田方法人会（静岡）は4月2日、三島商工会議所で会員企業の合同入社式を開き、管内3市1町の8社から新入社員19人が出席した。同じ地区の企業に新入社員した「同期」意識を育んでもらう企画が昨年好評で今回は2回目。式では平井会長が「若い感性を発揮して会社を刺激してほしい。一緒に地域を盛り立てていこう」と挨拶。青年部会員による給与明細の見方や税金、社会保障についてのキャリア教育、外部講師による挨拶・言葉づかい・身だしなみ、また名刺交換等、新人向けのビジネスマナー講座も実施。

懇親会では企業代表の参加もいただき、自社だけではなく他社新入社員と



もコミュニケーションが図られた。最後は新入社員のみの交流会で、会社は違っても同じ社会人一年生として今後は悩みを相談したり、仕事に生かす機会になればと期待している。

親子税金ウルトラクイズ

〔那覇〕那覇法人会（沖縄）青年部会は、3月11日那覇市の奥武山公園で、親子税金ウルトラクイズを実施した。親子で楽しみながら税の役割を学び、税を身近に感じてもらうおうと行ったもの。

午前中に公園内の体育館で5組が予選を通過。決勝は、毎年那覇商工会議所青年部が開催している「那覇めしグラ



ンプリ決定戦」のメインステージで、難問・珍問の3択形式に真剣に取り組み、熱戦が繰り広げられた。優勝者にはUSJ2泊3日の旅行券が平良修一部会長から手渡された。

また会場では、芝法人会のスペシャルサポーターとして租税教室の講師なども務めるアイドルグループ・全力少女Rの税金クイズアシスタントやライブショーがイベントを盛り上げた。

参加者からは今回のクイズに参加しての感想や、もし自身が税金の使い道を決定できるとしたら何に使用したいか？などの回答をもらい、今後の租税教育活動に繋げるためのアンケートも実施した。

「75歳以上2割」への布石？ 患者負担の人口連動に波紋

M・K

新たな社会保障費抑制策として急浮上した医療保険の患者負担の引き上げ案が波紋を広げている。経済動向や人口減に連動して自動的に上昇させようという案だ。だが、勤労世代の減少は避けられず、「負担が大きくなり過ぎる」との反発は強い。一方、財務省は「75歳以上の患者負担2割」も提言しており、その取引材料との見方も出ている。

自動調整で大きく3割超え

患者負担割合の「自動調整制度」は、団塊世代が2022年以降に75歳以上となり始めることを懸念する財務省が打ち出した。自民党小委員会の報告書にも盛り込まれた。

公的年金に、物価や人口減少に応じて自動調整を図る仕組みが導入されており、これを参考にしたもの。背景には財務省などの危機感がある。一般的に75歳以上になると大病を患いがちだ。患者負担を増やすことで、税負担や保険料引き上げ幅を小さくできるとの思惑である。

医療保険の患者負担割合は、現在「原則3割」となっており、医療費が伸びた場合には保険加入者全体で負

担する仕組みとなっている。

これを改め、経済成長や人口減少の進み具合に応じて、患者負担を機械的に高くしようというのである。

これまでの少子化によって、2030年代半ばにかけて勤労世代は1000万人近く減る見通しだ。それ以降も総人口の減少を上回るペースで減っていく。

すなわち、自動調整制度が採用されると、患者負担割合は上がり続け、やがて「3割」を大きく上回る水準に達することになる。

「患者負担3割」については、歴代の政権は「これを維持する」と答弁してきた。勤労世代の患者負担割合を「3割」に統一した際には、健康保険法の付則に「医療に係る給付の

割合については、将来にわたり百分の七十を維持するものとする」と規定した経緯もある。

自動調整制度はこうした政府方針を根底から覆す政策の大転換ともいえるため、厚労省などを中心に反対論が強まっている。

これに対して、財務省関係者は「患者負担には高額療養費制度によって上限が定められており、大きな負担にはならない」と説明しているが、多くの治療はこの上限に達しておらず理解は進みそうにない。

医療保険の意義損なう恐れ

それ以前の問題として、患者負担が大きくなることに対して「医療保険の本来の意味をなさなくなる」（自民党厚労関係議員）といった批判もある。

医療保険制度とは、健康な人を含めた加入者全員で保険料を出し合っで患者を支える制度であるためだ。「体調を崩した人だけに大きな負担を強いるのは筋が通らない」との主

張だ。これに関しては、「負担を求めるのならば、保険料アップなど社会全体で分かち合うべきだ」との正論も聞かれる。

そもそも、患者負担の引き上げ自体に反対論は根強い。「患者への負担増より、保険の給付範囲の見直し」が先だ。うがい薬や湿布といった市販薬を保険対象外にし、医療機関の検査の重複といった無駄をなくせば医療費はもっと削減できる」（厚労省関係者）というのだ。

一方、財務省が自動調整制度と同時に、75歳以上の患者負担について現行の「原則1割」から「2割」への引き上げも提案しているため、これをいぶかしむ声も少なくない。

与党の厚労関係議員には「財務省の本音は75歳以上の2割負担の実現だ。自動調整制度はこれを認めさせろ。取引材料」であり、布石打ちではないか」との見方も出ている。

新たな抑制策の具体案は年末にかけてまとめられるが、財務省と厚労省の攻防がしばらく続きそうだ。

「人生100年時代」と老後の資産形成への支援

安倍政権では、人生100年時代の構想の議論が行われています。

海外の研究によると、2007年に日本で生まれた子供は107歳まで生きる確率が50%もあるそうで、わが国が率先して、超長寿社会の新しいロールモデルを構築しようというものです。

具体的な内容は、①全ての人に開かれた教育機会の確保や負担軽減 ②何歳になっても学び直しができるリカレント教育 ③新卒一括採用だけでない企業の人材採用と多様な高齢者雇用 ④高齢者給付中心の社会保障制度から全世代型社会保障への改革などで、今後政策として予算化していく予定です。

このことに異論があるわけではありません。ここで取り上げたい問題は、100歳まで生き、健康寿命を2040年までに3年以上延ばすということならば、あわせて経済的な備えも蓄えておかなければならないということです。健康でも経済的にみじめでは、豊かな老後とは言えませんので、老後

の備えに向けた国の具体的な支援が必要ではないでしょうか。

現在の公的年金制度だけでは、どう考えても不十分です。平成29年度のモデル年金（40年加入のサラリーマン、妻は専業主婦）は、毎月夫分が15万6千円、妻分が6万5千円で、世帯合計で22万1千円です。問題は、想定以上に進む少子化で、マクロ経済スライドという自動的な調整が働けば、所得代替率（現役世代の所得に対する割合）は40%を大きく下回る水準になっていくことです。そこで、誰もが加入できる私的年金制度を整備することが国の重要な課題となります。

現在、老後の資産形成を支援する制度としては、個人型確定拠出年金（以下iDeCo）とNISA（少額投資非課税制度）があります。私的年金であるiDeCoは、17年1月から、所得のない配偶者（専業主婦）や公務員、確定拠出型年金（DC）を提供していない企業の従業員なども加入できることになりました。その運用対象は、預貯

金、保険、投資信託等から加入者本人が指図することになっており、徐々に増加しつつあります。

一方NISAは、平成26年度税制改正で設立されたもので、口座開設期間が平成35年度までの10年間という暫定措置になっています。また平成29年度改正で、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立投資を促進するための「積立NISA」が創設されましたが、これも暫定措置です。まずはこれらの制度を恒久化することが必要です。

国は、双方とも税制で支援をしています。その方法は、①拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税のEET型（Tは課税、Eは非課税）と、②拠出時課税、運用・給付時非課税のTEE型の2種類があります。公的年金やiDeCoは、拠出時に所得控除がありEET型ですが、NISAは課税後の所得から積み立てるのでTEE型です。適用税率が同じなら、EET型とTEE型の経済的価値は同じです。なので、国民にとっては、多様な

ニーズに応じた2種類の老後のための貯蓄を優遇する税制があることは、大変ありがたいことです。米国やカナダの私的年金には、EET型とTEE型の2つがあり、国民のニーズに応じて選べるようになっています。

ではNISAはなぜ恒久的な制度ではないのでしょうか。それは、NISAが株式譲渡益等を税制優遇する証券優遇税制として構築されているためです。そこで、NISAを恒久化するためには、NISAを「貯蓄から投資へ」の証券税制という形から、「老後の資産形成の自助努力への支援」という、より普遍的な制度に位置付けることが必要となります。そのためには、運用対象に株式や投資信託だけでなく預貯金を加え、金融商品一般にすることが必要です。そうなれば、多様な資産形成ニーズに応じて国が税制優遇をして支援する、人生100年時代におさわしい2つの制度ができることとなります。ぜひ議論してもらいたいものです。

一般社団法人等に対する節税封じ

Q 一般社団・財団法人に、株式・不動産を移転し、管理運用すると相続税対策になると聞いていました。それが今年度の税制改正で封じられたそうですが、どのように改正されたのですか。

品川 芳宣
筑波大学名誉教授

同族理事の死亡時に相続税

A 本誌の昨年新年号でも説明しましたがように、一般社団・財団法人は、会社と同様に登記のみに

よって設立できますし、その社員・役員も、家族等の一族によって構成することもでき、定款も自由に定めることもできます。

また、このような法人に、株式や不動産などの財産を移転させて管理運用による利益を上げ、その利益を役員に報酬として支払うこともできます。更に、会社のように株式や出資があるわけではないので、社員や役員に相続が生じても、株式のような時価評価をする必要もなく、相続税の心配もないこととなります。

そのため最近、一般社団・財団法人を利用した相続税対策が持てはやされて来ましたが、昨年新年号では、そのような節税策は租税法における実質課税の原則の下で否認（課税）される可能性もあるし、立法によってふさがれることもあると説明しました。

その後、この節税策が批判されたこともあって、平成30年度税制改正では、次のような措置が講じられました。

まず、持分の定めのない法人（一般社団法人等）に対し財産を贈与等した場合に、贈与等をした者の親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときには、その法人に贈与税が課税されるのです。従来、その要件が不明確であったのを明確にしました。

すなわち、その法人について、①運

営組織が適正であること、②特定の者に特別の利益を与えないこと、③残余財産の帰属先が国等であること、④法令が順守されていること、のいずれかの要件が満たされなくなると前述の贈与税が課せられることになりました。

次に、右のようにして一般社団法人等に財産を移した後においても、特定一般社団法人等の理事（その法人の理事でなくなった日から五年を経過していない者を含む）が死亡した場合には、その特定一般社団法人等がその死亡した理事（被相続人）から遺贈により財産を取得したものとみなして、その法人に対し、所定の金額の相続税を課税することになりました。

この場合、相続税が課税される特定一般社団法人等とは、次の要件のいずれかを満たすものをいいます。

- ① 相続開始の直前において、理事総数のうち同族理事の占める割合が1/2を超えること。
- ② 相続開始前5年以内において、理事総数のうち同族理事の占める割合が1/2を超える期間の合計が3年以上であること。

また、同族理事とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人（死亡した理事）、その配偶者又は三親等内の親族、その他の被相続人と政令で定める特殊の関係がある者をいいます。

なお、納付すべき相続税額は、相続開始時の特定一般社団法人等の純資産価額を相続開始時の同族理事の数に1を加えた数で除して算定することになります。

このような相続税の課税（改正）は、平成30年4月1日以後の一般社団法人等の理事の死亡に係る相続税について適用されます。ただし、平成30年4月1日より前に設立された一般社団法人等については、平成33年4月1日以後の一般社団法人等の理事の死亡に係る相続税について適用されます（この場合、平成30年3月31日以前の期間は、前述の②の1/2を超える期間に該当しないものとされています）。

以上のように、一般社団法人等を利用した相続税回避は、一応封じられましたが詳細は税理士等に確認して下さい。

実践

税務調査

税理士 牧野 義博



福利厚生費に計上された、従業員及びその家族が参加した「忘年会兼慰安旅行」費用のうち、従業員の家族分の旅費は、当該従業員に対する臨時的な給与に当たるとされた事例です。

①この行事が、会社の行うレクリエーション行事に該当するか

福利厚生費の範囲

②法人負担の従業員家族の参加費用に係る経済的利益が課税対象になるか
それでは調査の状況を見ていきましょう。

調査官 「忘年会兼慰安旅行」の内容を説明してください。

担当者 従業員及びその家族を対象とし、遠隔地で忘年会を行っています。

この行事は、従業員の所有する家用自動車で現地集合の上、参加者全員で宴会を行い、翌日の朝食後に現地解散としています。

調査官 この行事には従業員が全員参加されましたか。

担当者 はい。この行事は、家族参加各従業員の妻の出席を確認して手配しており、家族ぐるみの付き合いをしている従業員とその家族に、日頃の感謝を表す意味で行いました。

調査官 調査対象法人は交通費や観光費用を負担していませんね。そうすると、この行事は慰安旅行というよりも、宿泊を伴った忘年会と見るのが相当と思われそうです。

内容を検討したところ、宿泊を伴う忘年会ですが1人当たりの単価も多額ではありませんので、この行事は社会通念上、一般的に行われると認められ

るレクリエーション行事に該当します。
担当者 問題がないということですね。
調査官 まだ従業員家族の参加費用の検討が残っています。

まず、この行事は、家族参加各従業員の妻の出席を確認して手配しており、家族参加各従業員の家族がこの行事に希望しないまま参加したとまでは言い難く、また忘年会を行う趣旨または目的は、従業員に対する慰労であり、一般的には、従業員の家族が参加することは予定されていないと解します。

福利厚生費とは、専ら従業員個人のために行う福利厚生のために通常要する費用をいいますので、従業員の家族を参加させなければ、その目的が達せられない特段の事情がある場合はともかく、単に内助の功に報いるという趣旨のものはこれに当たりません。

担当者 ではどうなるのですか。
調査官 家族参加各従業員の家族は、調査対象法人の従業員という立場に基づき行事に参加できたものですから、家族分各費用に係る経済的利益は家族参加各従業員に帰属し、家族参加各従業員に対する臨時的な給与(賞与)となります。

担当者 家族分各費用が福利厚生費に該当しないとしても、経済的利益は、この家族参加各従業員が受けるものではなく、家族参加各従業員の家族の雑所得に該当しませんか。
調査官 先程ご説明したとおり家族参加各従業員に対する給与等となり、費用を支払った時に、給与等が支給されたこととなります。

以上のとおり、この行事が社会通念上一般的に行われるとしても、家族分各費用は課税対象となります。



イラスト 渡辺 正義



「一無二少二多」

大谷 克弥

医療ジャーナリスト

生活習慣病の予防策を謳う
キヤッチフレーズ

かなり知られてきましたが、これは「イチム、ニショウ、サンタ」と呼び、一般社団法人・日本生活習慣病予防協会が掲げている標語です。

毎年2月を生活習慣病の予防月間とし、昨年から1月23日は「一無二少三多の日」と制定されました。

では何のことかと言うと、まさに読んで字の如し、です。糖尿病、高血圧、脂質異常症などを予防するには、「無くしたいことが一つ、少なくしたいことが二つ、多くしたいことが三つ、ある」という意味です。

順番に説明していくと、一番目は消えて無くなれ、がヒントです。もうお分かりでしょうが、それはタバコ。つまり、禁煙の勧めです。

タバコ害については多方面から指摘されていますが、肺や喉頭のがん、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の要因になるほか、動脈硬化を促進させるので脳梗塞や心筋梗塞をはじめ

め多数の病気の発症につながります。さらにタバコを吸わない人も副流煙で被害を受けることが分かり、大きな社会問題になっています。

成人男性の喫煙率は過去に84%を記録したこともありましたが、現在は28%ほどに下がってはきました。

それでも先進国の中では高い方ですし、ストレス解消になるからと特に40代には愛煙家が多いようです。そこで厚労省は禁煙と同時に、若年層には初めから吸わない「無煙」を強く呼びかけています。

何よりも自制心がキーポイント

さて二番目も察しがつくと思いますが、少なくしたいものは食事と酒の「量」です。以前から暴饮暴食は生活習慣病の元凶と烙印を押されてきました。いま求められているのは、更なる節食と節酒です。

食事の量で目安とされるのは、ご存じ「腹八分」です。格言ではこの後に「医者いらず」とか「病なし」

と続きます。しかし、何をもって腹八分とするかは非常に難しいので、「通常より、ご飯もおかずも二口残す」「もう少し食べたいと思ったところで箸を置く」といった先人の教えを参考に、判断して下さい。

酒については、底なしの大酒飲みもいれば、一滴もダメな下戸もいるので、さらに難しくなります。適量の酒は健康長寿をもたらすという説もありますが、飲めない人が無理に飲む必要は全くありません。

ただ健康的な量として厚労省などが示しているのは、一日に日本酒なら一合、ビールなら大瓶一本、ウイスキーならダブル一杯です。その上で週に一日の休肝日が必要です。

ともかくこの二少については、どこでブレーキをかけるか、何よりも本人の自制心に委ねられます。

家に引きこもらず活動する

三番目は少しひねって、協会は多の字を使った二文字言葉を三つ提示

して、その実行を促しています。それは「多動」「多休」「多接」です。まず多動は体を多く動かすこと。つまり運動の奨励で、一日20分以上の歩行を基本としています。さらに各人の体力に応じて、体操や筋トレなどへの挑戦を望んでいます。

次の多休は、日常的にはしっかりと睡眠をとり、夏休みなどの休暇では心身をリフレッシュする生活設計を立てなさい、ということ。仕事の合間の休憩も大切です。

そして多接は「多くの人、事、物に接して創造的な生活をする」と、協会は注釈を加えています。定年になったからと家の中に閉じこめることなく、町内会やボランティアの活動に加わるとか、趣味の仲間と散歩とか、体と頭を使う場を探して実践するよう切望しています。

以上を総括すると、タバコや酒は嗜好品ですし、甘い物は別腹とうそぶく人も多くいます。従って一番と二番は自己責任に帰結する領域であることを肝に銘ずるべきでしょう。

高齢化の進む現代社会では生活習慣病のほかに、認知症や寝たきりなどの大敵が待ち構えています。ですから三番目の認識を深め、早急に取り組むべき課題と思われれます。



〘かかりつけ医、を確保することが大切

4月の「診療報酬」の改定で、病院の窓口で支払う医療費が変わりました。診療報酬は2年に1度見直されますが、診察や検査、薬などの料金を決める基準となり、これに沿って私たちが病院に支払う料金は決まってきました。

今回の改定で、みなさんに大きく関係しそうなことは、「これからはますます、〘かかりつけ医、をつくっておいたほうがいい」ということ。

前回の改定で、ベッド数が500床以上ある病院に紹介状なく行くと、5000円から1万円が医療費に特別加算されるようになりました。このベッド数が、今回は400床以上に引き下げられました。つまり、医者を紹介状もなく400床以上の病院に行くと、料金が高くなるということです。

〘かかりつけ医、を持つメリットは、初診料を安くするだけではありません。

アメリカでは、多くの方がホームドクターという〘かかりつけ医、を持っていて、病気や怪我をすると、まずホームドクターのところに行って診断してもらいます。なぜなら、アメリカは日本とちがって医療費がバカ高いからです。頭痛がするから風邪かなと思って内科に行くと風邪ではないと言われ、頭痛外来に行き、そこでもわからないので脳神経外科、神経内科に行くなどいくつか病院をハシゴすると、アメリカでは医療費で破産してしまいます。ですから、まずホームドクターに診てもらい、そこで手に負えなければ的確な病院を紹介してもらう必要があるのです。

日本も、これからは医療費が上がって行く可能性があります。ですから、身近で自分のデータを常に持っている〘かかりつけ医、を作っておくことが大切になってきます。

また、〘かかりつけ医、が、必要に応じて在宅患者の訪問診療や、病状の急変に24時間対応する制度が拡充しつつあります。町の病院単独でこの体制を維持するのはむずかしいので、地域の病院が連携して対応していく制度も整いつつあります。

そして今回の改定では、もう一つ、大きな動きがありました。それは、看護・介護から看取りまでを在宅で行えるようにしていく方向を大きく進めたことです。スマ

ホやパソコンを利用した「遠隔診療」が認められ、「オンライン診療料」も新設されました。通常の訪問診療に加え、テレビ電話などを使って在宅での診察が受けられるようになります。そうすると、患者も付き添う家族も助かるでしょう。

また、今は多くの方が、最期の時を病院で迎えています。けれど、高齢化で老人の数がどんどん増えていくと、病院に入りきらなくなる可能性があります。

そこで今回の改定では、介護福祉施設が病院と連携して看取りを行えば、介護福祉施設も病院も収益が得られるようになりました。

★診療時間内でないと、病院の料金は割高になる

みなさんは、病院はいつ行っても値段は同じだと思っていませんか。最近では、夜8時以降もやっている病院がありますが、実は病院の診療時間というのは決まっています。平日は午前8時から午後6時まで、土曜日は午前8時から正午まで、年末年始を含む日曜・祭日は休みということになっています。

それ以外の時間に診療を受けると、「時間外加算」「深夜加算」「休日加算」など別途料金が加算されます。午後8時までやっている病院でも、営業はしていますが午後6時以降に行けば時間外加算の料金がかかります。

例えば午後7時までやっている病院や診療所で、午後5時55分に予約を入れていたとします。この場合、6時前に行けば診療時間内になりますが、10分遅れて午後6時5分に受付をしたら、もちろん診療はしてもらえますが規定診療の時間外受付となり、しっかり時間外加算がつきます。もともと7時まで開いているとうたっていても加算はつくのです。

初診の場合で見ると、「時間外加算」は一般的なケースだと850円、「深夜加算」は4800円、「休日加算」は2500円です。

ただし、緊急時などやむを得ない場合には取られません。また、これらの料金は医療保険対象なので、3割負担の人なら加算料金もこの額の3割になります。とはいえ、残り7割は健康保険から医者へ支払われるわけですから、国全体の医療費の負担増にもつながります。できるだけ時間を意識して病院に行きましょう。

老舗の肖像

file: 003

創業 万延元年 — Since 1860

合資会社 加藤吉平商店 南越法人会

Katouchibe Shoten



1



2



3



4



5

1 純米大吟醸酒「梵・超吟」と祈願酒「梵・夢は正夢」政府専用機の正式機内酒「梵・日本の翼」
 2 初しぼりの一本締め、「天空蔵」にて
 3 現当主が基盤を設計した精米機と職人の技で米は20%まで磨かれる
 4 昭和初期 初の地方選酒となった栄誉を記念して
 5 十一代目当主の加藤団秀氏

万延元年(1860)、福井で日本酒製造を始めた加藤吉平商店。最も大きな転機は新元号「昭和」と共に訪れた。当時手掛けていた銘酒が、昭和天皇即位の儀に際し、初の地方選酒としての栄誉を受けたのだ。たちまち国内での存在感を高めた老舗酒造の飛躍は、海を超えることになる。そして、そのきっかけとなったのが昭和41年、先代が商標登録した日本酒銘柄「梵」である。サンスクリット語の「真理をつくと、英語の「BORN(誕生)」。二つの意味をその名に込めた「梵」は、現在民間で43カ国、海外の在外公館では80カ国以上へ輸出されている。

加藤吉平商店の酒造りのこだわりは、創業から一貫して変わらぬ手作り、米と米麴と水だけを使い、完全無添加の純米酒のみを製造していることだ。精米歩合は、最上級「梵・超吟」の20%を極みに、平均でも34・5%。高度に磨かれ

時代と国境を越え、価値の伝承に挑む

代表 加藤 団秀

た山田錦や五百万石が、最短で1年、長くは10年の氷温熟成を経て、「本物の旨さ」となり世界中へ出荷される。雑味の無い味わいと芳醇な香りはワインにも勝るSAKEと評され、「ワイングラスでおいしい日本酒アワード」最高金賞や「インターナショナルワインアワード」世界一をはじめ、国内外の名だたる栄誉に輝いている。

自ら「梵」を携え、本当に旨いSAKEの伝道師として、一年の半分以上を世界各地で営業に費やすのは、現当主十一代目加藤団秀だ。しかし、その軸足が地元福井県鯖江市からぶれることはない。究極のSAKE「梵」を媒介に、世界が鯖江市を知り、それを地域活性化の糸口とすること。酒蔵のある地域から創造された価値を地域に還元すること。そこに時代を超え、次代に繋がる酒造りを継承する加藤吉平商店の経営の核があり、原点への使命がある。

Company Profile

合資会社 加藤吉平商店 本社所在地 ■福井県鯖江市吉江町1-11 0778-51-1507(代)
 業種 ■日本酒「梵(BORN)」の製造・販売 従業員数 ■102名 <http://www.born.co.jp/>

明治26年(1893)、今の広島県福山市に手織正藍染小幡緋製の個人機屋を興した兄弟がいた。世界有数のデニムメーカーとして知られるカイハラの歴史は、そこから始まる。それはまもなく突入する戦争の歴史と重なり、激動下での経営の始まりでもあった。

日清・日露戦争を経て、第一次世界大戦が勃発。日本は大戦景気に沸き、軍需産業が一世を風靡するも、二代目は「備後緋」一筋に邁進した。昭和10年代初頭の戦時下に綿糸配給が停止され、緋生産は休止に追い込まれるが、終戦を迎え緋織物が復活。昭和26年には会社を設立し、緋生産を家業から法人事業へ移行する。モンペ用緋需要の急増に牽引され全国展開、洋服用広幅緋や素材を変えた緋生地開発、また民族衣装生地として輸出も開始。受注も順調に伸び、企業規模も拡大していった。しかし、昭和43年、輸出先の金融不安で突如の倒産危機に直面する。

時代を見極め、挑戦し、創造する

代表取締役副会長 貝原 潤司

そんな中、事業の大転換を図ったのが、三代目貝原定治である。若者に流行し始めたジーンズに用いられるデニムに突破口を見出した。長年培った藍染技術を活かした染色委託加工からスタートし、高品質なデニムの安定供給に向け、織布、整理加工、紡績の工場を新設。世界中から選別したコットンを自社で紡ぎ、染色し、多様なデニムの特性に合わせた製織から、顧客ニーズに合った風合いとニュアンスを生む最終仕上げまでを行う、国内初のデニム一貫生産体制を確立させた。また、平成26年にはタイに子会社を設立し、翌年デニム工場を竣工した。

多くの事業が時代に翻弄される中、カイハラは流されない取捨選択で自らを救い、生き残り、今もなお進化を続ける。創業百周年記念碑に深く、鮮やかに刻まれた「忍耐・希望・謙虚」の三つの言葉は、時代を超えたカイハラ経営の根幹であり、妥協のないデニムに織りなされる、今日も世界中に発信されている。

Portrait of the
LONG-ESTABLISHED
COMPANY

file:
004

1 昭和48年、リーバイスとの取引開始で一気に注目を浴びたカイハラ。国内ジーンズの2本に1本がカイハラ製の生地だと言われている。2 カイハラの原点「備後緋」。創業から昭和38年まで生産、主にモンペに使用された。3 昭和38年頃まで使用されていた液中絞り染色機。4 府中法人会の会長も務める貝原潤司氏。



カイハラ株式会社
創業明治二十六年 Since 1893
府中法人会

カイハラ株式会社 広島県福山市新市町常1450 0847-57-8111(代表)
業種 ■ デニム素材の一貫生産(紡績、染色、織布、整理加工)及び販売 従業員数 ■ 727名
<http://www.kaihara-denim.com/>

難解の世代

45 柴 昭一



間違いさがし

2枚の絵には、間違いが7か所あります。頭のコリがとれるかな? 答えはこのページの下にあります。

お知らせ

「法人会アンケート調査システム」へのご登録をお願いします。今後は以下のアンケートを実施予定です。
 8月中=「経営者の実像に迫る」アンケート
 9月中=景況感アンケート
 全法連ホームページ内に、ご登録方法や過去のアンケート結果を掲載中ですので、こちらも是非ご覧ください。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/q-sys/index.html>

1 **エール**

2 **私の経営哲学**

アイ・ケイ・ケイ株式会社
 代表取締役社長 金子 和斗志
 経営理念の確立と 具現化できる人財育成

5 **経営者アンケート**

6 **特集**

税理士 塩野入 文雄
 特例承継計画と新・事業承継税制(特例制度)の関係

8 **全法連ひろば**

10 **法人会リレーニュース**

12 **情報分析の目**

13 **税論**

14 **税務相談Q & A**

15 **実践 税務調査**

16 **健康バンザイ**

17 **暮らし塾**

18 **老舗の肖像** 合資会社 加藤吉平商店
 カイハラ株式会社

20 **▶間違いさがし▶難解の世代**

▶ご意見・ご要望・ご感想は

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6
 公益財団法人 全国法人会総連合「ほうじん」係へ。



トマト

【とまと】

この季節、この食べ物(食の歳時記)

つややかな赤色が夏の食卓を彩ります。

もぎたてのトマト頬張る日焼けの子 (元智)

田舎の祖父母の家に行った折、となりに住む少年と一緒に、井戸水で冷やしたトマトを丸かじりました。真っ赤なトマトと日焼けしたその子の白い歯、かぶっていた麦わら帽子が、ほどよい酸味とほのかな甘味とともに幼き日の記憶として残っています。

大人になるにつれて、生のまま食べるほか、サラダやジュース、ケチャップで馴染みになり、洋食店でチキンライスやオムライスを味わい、今やパスタやピザといったイタリア料理やスペイン料理で、すっかり身近な食べ物となりました。

トマトに含まれる赤い色素成分リコピンが持つ抗酸化作用は免疫力を高めるといわれ、カリウムやルチンは血圧を安定させる効果が期待されています。また、トマトにはビタミンA、C、E、B群が豊富に含まれており、特に日光をたくさん浴びた完熟トマトはビタミンCの宝庫といわれます。「トマトが赤くなると医者青くなる」という言葉どおり、栄養たっぷりで夏に欠かせない野菜です。

色鮮やかなトマトから心と身体に元気をもらい、酷暑に負けず頑張る経営者を、法人会の経営者大型総合保障制度がさらにバックアップします。

〈補足〉
前号「桜鯛」掲載写真の魚は、「タイ」と同ヒタイ科に属する「キタイ(レンコタイ)」でした。

法人会会員のみなさまに 経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉

| | | | |
|----------------------|-----------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|
| おたくりになる リスクに対する保険 | 重度の身体障がい 状態による退職の リスクに対する保険 | 重大疾病による 長期離職の リスクに対する保険 | ケガ・病気による 一時的な離職の リスクに対する保険 |
| 総合型V Rタイプ | 総合型V Tタイプ | Jタイプ | Mタイプ |

◎上記商品の正式名称は次のとおりです。
 総合型V Rタイプ:大同生命の無配当満期定期保険(無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険、
 総合型V Tタイプ:大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)
 もしくは無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)とAIG損保のベーシック傷害保険、
 Jタイプ:無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)、
 Mタイプ:無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。
 ◎記載は平成30年1月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。



引受保険会社
DAIDO 大同生命保険株式会社
 本社(大阪)〒550-0002
 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号
 (東京)〒103-6031
 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
 0120-789-501(通話料無料)
 大同生命ホームページ <https://www.daido-life.co.jp/>

AIG 損害保険株式会社
 〒105-8602 東京都港区虎ノ門4丁目3番20号
 TEL 03-6848-8500
 AIGホームページ <http://www.aig.co.jp/sonpo>

F-29-1003 (平成29年11月7日)